

INDEX

- 最近の動向
「介護保険サービス事業者等の指定取消処分について」
「介護支援専門員の合格決定取消しについて」
- 報酬算定・運営基準のQ&A
「外出介助に要する訪問介護員の交通費は利用者から徴収できるの？」
- お知らせ
「認知症対応型サービス事業開設者研修(第2回目)及び小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修(第2回目)を実施します」

○ 介護保険サービス事業者等の指定取消処分について

最近の動向

東京都福祉保健局は、平成 18 年 11 月において、下記 4 事業者の 9 事業所について、不適正な運営が確認されたことから指定取消処分を行いました。

■ 11 月 6 日付け指定取消処分:「有限会社 あすかケアセンター」(足立区所在)が運営する訪問介護・介護予防訪問介護、居宅介護支援の各指定事業所(荒川区所在)

＜介護保険法の指定取消理由＞

(1) 訪問介護事業所

ア 訪問介護費の不正請求

- ① 実際にはサービスを行っていないものについて、架空請求し受領した。
- ② 「生活援助」のみのサービスを単価の高い「身体介護」で過大請求し受領した。
- ③ 同居親族に対するサービス提供について請求し受領した。

イ 運営基準違反

同居親族に対するサービス提供を行った。

ウ 虚偽の報告

虚偽のサービス実施記録を作成し都に提出した。

エ 監査における虚偽の答弁

同居親族に対するサービス提供について、同居でないとする虚偽の答弁を行った。

(2) 居宅介護支援事業所

上記(1)の事実により「居宅サービス等に関し、不正又は著しく不当な行為をした」と認められる。

(3) 介護予防訪問介護事業所

上記(1)の事実により「居宅サービス等に関し、不正又は著しく不当な行為をした」と認められる。

■ 11 月 6 日付け指定取消処分:「紙布工房有限会社」(足立区所在)が運営する訪問介護・介護予防訪問介護、通所介護・介護予防通所介護の指定事業所(足立区所在)

＜介護保険法の指定取消理由＞

(1) 訪問介護事業所・介護予防訪問介護事業所

ア 虚偽の指定申請

従事できない訪問介護員の資格証明書を使用して指定を受けた。

イ 人員基準違反

訪問介護員及びサービス提供責任者が確保されていない。

(2) 通所介護事業所

ア 上記(1)の事実により「居宅サービス等に関し、不正又は著しく不当な行為をした」と認められる。

イ 運営基準違反

通所介護計画が作成されていない。

(3) 介護予防通所介護事業所

上記(2)の事実により「居宅サービス等に関し、不正又は著しく不当な行為をした」と認められる。

■ 11 月 15 日付け指定取消処分:「有限会社ローズアクセス」(町田市所在)が運営する居宅介護支援の指定事業所(町田市所在)

＜介護保険法の指定取消理由＞

(1) 運営基準違反

居宅サービス計画書が作成されていない時期があった。

(2) 居宅介護サービス計画費の不正請求

居宅サービス計画を作成していないにもかかわらず、居宅介護サービス計画費を請求・受領した。

(3) 虚偽の報告

ア 利用者に重要事項の説明を行っていないにもかかわらず、重要事項を記した文書の同意の署名欄に事業者自らが利用者名を記載し、虚偽の報告をした。

イ サービス担当者会議を行っていないにもかかわらず、行ったかのように会議録作成、虚偽報告をした。

■ 11月15日付け指定取消処分:「平成ビルサービス株式会社」(東大和市所在)が運営する居宅介護支援の指定事業所(武蔵村山市所在)

<介護保険法の指定取消理由>

(1) 虚偽の指定申請

従事予定のない介護支援専門員の資格証明書をもって指定申請を行い指定を受けた。

(2) 人員基準違反

指定時点及びその後二度にわたり、介護支援専門員数を満たさない状態で不適正な運営を継続した。

(3) 居宅介護サービス計画費の不正請求

ア 介護支援専門員が不在で居宅介護支援業務を行っていない期間の介護報酬を請求・受領した。

イ 介護支援専門員の業務が不十分な期間の介護報酬を減算せずに請求・受領した。

(4) 帳簿書類の不提示

実地指導時及び監査において、居宅介護支援台帳等を提示しなかった。

【問い合わせ先】指導監査室指導第一課 TEL03(5320)4290

○介護支援専門員の合格決定取消しについて

最近の動向

東京都は平成17年度東京都介護支援専門員実務研修受講試験の受験に際し、不正の手段により受験した介護支援専門員について、平成18年11月14日付で介護支援専門員実務研修受講試験合格の決定を取り消しました。なお、当事者より登録削除の申請があったため、合格決定の取消しと同時に、東京都介護支援専門員資格登録簿より登録を削除しました。

<合格決定取消理由>

当事者は平成12年6月1日から平成17年7月20日までの5年1ヶ月間、訪問介護員として直接的対人援助業務に従事したとする実務経験に基づいて受験したが、実際には平成16年6月1日から勤務を開始したものであり、受験に必要な実務経験要件を満たしていなかったため。

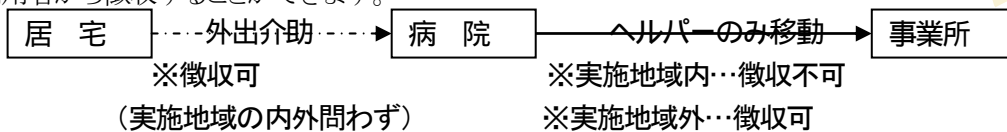
【問い合わせ先】介護保険課介護保険係 TEL03(5320)4279

Q 外出介助に要する訪問介護員の交通費は利用者から徴収できるの？

A: 訪問介護の外出介助として居宅から病院等まで付き添いサービスを行なった場合、その往復に要する訪問介護員の交通費は、利用者から実費徴収することができます。

報酬算定・運営基準のQ&A

しかし、往路は外出介助として訪問介護員が付き添ったが、復路については家族等が対応するなどの事情で訪問介護員がひとりで事業所へ帰る場合も考えられます。このような場合の復路にかかる訪問介護員の交通費については、目的地が当該訪問介護事業所の通常の実施地域内であれば利用者から費用を徴収することはできませんが、通常の実施地域外である場合は目的地から事業所までに要した費用について利用者から徴収することができます。



○「認知症対応型サービス事業開設者研修(第2回目)」及び「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修(第2回目)」を実施します

お知らせ

申し込み方法…下記の期間内に事業所所在地の区市町村までお申し込みください。

●認知症対応型サービス事業開設者研修(第2回目)⇒平成18年12月1日から平成19年1月9日まで

●小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修(第2回目)⇒平成18年12月1日から平成18年12月14日まで

※今回が今年度最後の募集となります。

※日程、申し込み方法など詳細は、パンフレット(東京都介護サービス情報HPよりダウンロード)でご確認ください。

HPアドレス http://www.kaigohoken.metro.tokyo.jp/rakuraku/21/21_frame.html

【問い合わせ先】在宅支援課認知症支援係 TEL03(5320)4276